



# 衛生管理活動の中級編

衛生管理を行う上で

知っておくべき

健康情報等の取扱い

原田 祐二

独立行政法人  
労働者健康安全機構  
神奈川産業保健総合支  
援センター  
労働衛生専門職

2022年6月30日（木）





衛生管理活動について、2回に分けて解説します。

1. 衛生管理の基本と体制整備、  
衛生推進者としての心構え ⇒ 6/23

2. 衛生管理を行う上で知っておくべき  
健康情報等の取扱い ⇒ 本日

※ 尚、具体的な労働衛生管理活動内容については、  
関係法令、指針、通達、指導書などで明確になっておりますので、  
そちらを参考にいただければと思います。



## あなたは、こんなことしていませんか？

- 社員の健康診断結果を、事務所内の施錠していない、出来ない引き出し、キャビネットに保管していませんか？
- 社員の健康診断結果を確認していて、机の上に結果が見える状態のまま、トイレに行くために離席していませんか？
- 個人の健康診断結果を、「本人に渡してほしい」と本人の上司経由で渡している。その際に健康診断結果の内容を見えないようにしていますか？
- 個人の健康診断結果を、職場内のコピー機でコピーし、取り忘れていませんか？
- 健康診断担当者が、親しい社員の血糖値、血圧が高い結果が出ていたので、「おまえ、健康診断結果が悪かったね、糖尿病じゃない？」と、雑談の時に、本人から健康診断結果について話題が出る前に、本人に対して先に話したりしていませんか？
- 職場で、産業医あるいは看護職と健康診断結果について話をしている時、回りに産業保健スタッフ以外の人にも、話の内容が聞こえるような大きな声で話していませんか？





## 個人情報保護法 第2条

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

簡単にいうと

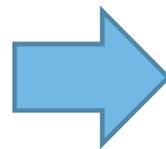
「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの。

# 健康情報とは、



- 個人情報の「**要配慮個人情報**」として  
本人の人種、信条、社会的身分、**病歴**、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報
- 健康診断を受診した労働者の病歴、健康診断の結果、事後措置に関する情報（健康確保措置のための活動を通じて得られる、心身の状態に関する情報）で、**特定の個人を識別することができる情報**は、全て個人情報に該当します。

要配慮個人情報



取扱うには  
本人の同意を得ることが  
原則



# 守秘義務（秘密を洩らさない）



健康診断に関わる担当者や健康情報の管理責任者は、法令で義務付けられた行為を遂行するために、必要な場合や、本人の同意がある場合を除き、その業務で知り得た労働者の秘密や情報を漏らしてはいけなことが法律で定められています。

※刑法134条、保健師助産婦看護師法第42条の2、  
労働安全衛生法105条など

健康診断に関わる担当者や健康情報の管理責任者とは、  
→ 産業医・保健師・衛生管理者・健診業務担当者/責任者など

最近、〇〇さんが元気  
ないんだけど、フォ  
ローしたいので、健診  
結果で気になることな  
かったか教えて。  
(上司)



本人の同意を得ないで  
教えることは、できま  
せん！



# 日本における健康診断



出典：厚生労働省HPより抜粋

乳幼児等	母子保健法 【対象者】 1歳6か月児、3歳児 【実施主体】 市町村<義務> ※その他乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを推奨													
生徒等児童	学校保健安全法 【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学時前の自動 【実施主体】 学校（幼稚園から大学までを含む）<義務>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者・被扶養者</th> <th>うち労働者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>39歳</td> <td>医療保険各法 (健康保険法、国民健康保険法等) 【対象者】 被保険者・被扶養者 【実施主体】 保険者&lt;努力義務&gt;</td> <td>健康増進法 【対象者】 住民 (生活保護受給者等を含む) 【実施主体】 市町村&lt;努力義務&gt; 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導</td> </tr> <tr> <td>40歳～74歳</td> <td> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <b>労働安全衛生法</b>                      【対象者】 常時使用する労働者                      ※労働者にも受診義務あり                      【実施主体】 事業者&lt;義務&gt;                      ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施                       ※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能                 </div> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>高齢者医療確保法 【対象者】 被保険者 【実施主体】 後期高齢者医療広域連合&lt;努力義務&gt;</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></tbody> </table>	被保険者・被扶養者	うち労働者	その他	<table border="1"> <tr> <td>39歳</td> <td>医療保険各法 (健康保険法、国民健康保険法等) 【対象者】 被保険者・被扶養者 【実施主体】 保険者&lt;努力義務&gt;</td> <td>健康増進法 【対象者】 住民 (生活保護受給者等を含む) 【実施主体】 市町村&lt;努力義務&gt; 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導</td> </tr> <tr> <td>40歳～74歳</td> <td> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <b>労働安全衛生法</b>                      【対象者】 常時使用する労働者                      ※労働者にも受診義務あり                      【実施主体】 事業者&lt;義務&gt;                      ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施                       ※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能                 </div> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>高齢者医療確保法 【対象者】 被保険者 【実施主体】 後期高齢者医療広域連合&lt;努力義務&gt;</td> <td></td> </tr> </table>	39歳	医療保険各法 (健康保険法、国民健康保険法等) 【対象者】 被保険者・被扶養者 【実施主体】 保険者<努力義務>	健康増進法 【対象者】 住民 (生活保護受給者等を含む) 【実施主体】 市町村<努力義務> 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導	40歳～74歳	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <b>労働安全衛生法</b>                      【対象者】 常時使用する労働者                      ※労働者にも受診義務あり                      【実施主体】 事業者&lt;義務&gt;                      ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施                       ※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能                 </div>		75歳	高齢者医療確保法 【対象者】 被保険者 【実施主体】 後期高齢者医療広域連合<努力義務>	
被保険者・被扶養者	うち労働者	その他												
<table border="1"> <tr> <td>39歳</td> <td>医療保険各法 (健康保険法、国民健康保険法等) 【対象者】 被保険者・被扶養者 【実施主体】 保険者&lt;努力義務&gt;</td> <td>健康増進法 【対象者】 住民 (生活保護受給者等を含む) 【実施主体】 市町村&lt;努力義務&gt; 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導</td> </tr> <tr> <td>40歳～74歳</td> <td> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <b>労働安全衛生法</b>                      【対象者】 常時使用する労働者                      ※労働者にも受診義務あり                      【実施主体】 事業者&lt;義務&gt;                      ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施                       ※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能                 </div> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>高齢者医療確保法 【対象者】 被保険者 【実施主体】 後期高齢者医療広域連合&lt;努力義務&gt;</td> <td></td> </tr> </table>	39歳	医療保険各法 (健康保険法、国民健康保険法等) 【対象者】 被保険者・被扶養者 【実施主体】 保険者<努力義務>	健康増進法 【対象者】 住民 (生活保護受給者等を含む) 【実施主体】 市町村<努力義務> 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導	40歳～74歳	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <b>労働安全衛生法</b>                      【対象者】 常時使用する労働者                      ※労働者にも受診義務あり                      【実施主体】 事業者&lt;義務&gt;                      ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施                       ※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能                 </div>		75歳	高齢者医療確保法 【対象者】 被保険者 【実施主体】 後期高齢者医療広域連合<努力義務>						
39歳	医療保険各法 (健康保険法、国民健康保険法等) 【対象者】 被保険者・被扶養者 【実施主体】 保険者<努力義務>	健康増進法 【対象者】 住民 (生活保護受給者等を含む) 【実施主体】 市町村<努力義務> 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導												
40歳～74歳	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <b>労働安全衛生法</b>                      【対象者】 常時使用する労働者                      ※労働者にも受診義務あり                      【実施主体】 事業者&lt;義務&gt;                      ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施                       ※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能                 </div>													
75歳	高齢者医療確保法 【対象者】 被保険者 【実施主体】 後期高齢者医療広域連合<努力義務>													
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>特定健診</b> </div>														
 歯周疾患検診 骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診 がん検診	保険者や事業主が任意で実施・助成	健康増進法 【対象者】 一定年齢以上の住民 【がん検診の種類】 胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診												

# 労働安全衛生法 第66条



## ■ 第66条（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2. 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。 有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
3. 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
4. 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。





# 健康情報の取扱いに関する規程策定



労働安全衛生法により

「健康情報取扱規程の策定」が必要（義務）

労働安全衛生法第104条

（心身の状態に関する情報の取扱）

労働者の健康情報について、あまり気にしていなかったということはないですか？



# 労働安全衛生法 第104条



- (心身の状態に関する情報の取扱い)

## 第104条

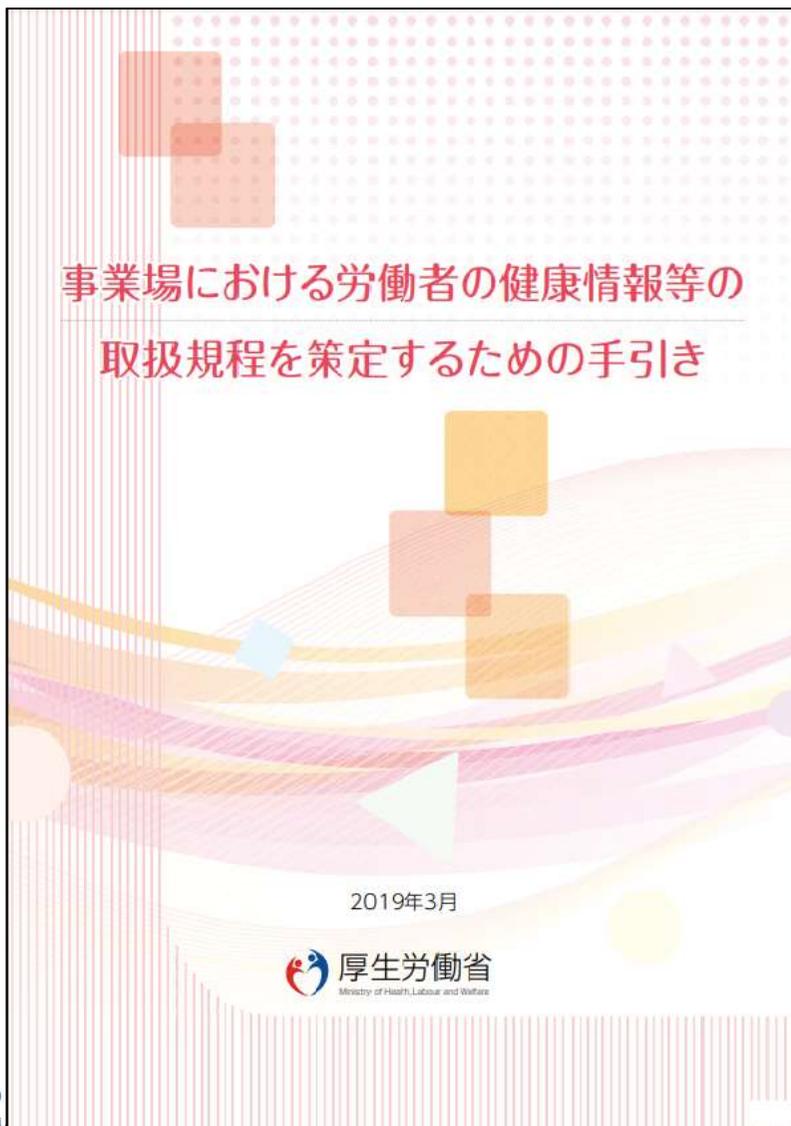
事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。



# 健康情報等の取扱い規程を策定するには



Contents 目次

はじめに ..... 1

**1. 健康情報等に関する取扱規程の策定方法** ..... 3

**2. 取扱規程に定めるべき事項** ..... 4

(1) 健康情報等を取り扱う目的及び取扱方法 ..... 4

(2) 健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲 ..... 5

(3) 健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人の同意取得 ..... 9

(4) 健康情報等の適正管理の方法 ..... 12

(5) 健康情報等の開示、訂正等の方法 ..... 16

(6) 健康情報等の第三者提供の方法 ..... 17

(7) 事業承継、組織変更に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項 ..... 19

(8) 健康情報等の取扱いに関する苦情処理 ..... 19

(9) 取扱規程の労働者への周知の方法 ..... 19

**3. 取扱規程の運用** ..... 20

**参考1. 指針・関連法令等** ..... 23

**参考2. 取扱規程の雛型** ..... 30

本手引きは、平成30年度労働者の健康情報の適切な取扱い等に関する調査及び検討事業「労働者の健康情報の取扱いに関する検討会」において検討・作成されました。

<検討委員会名簿>

石塚 弘子	電力局連 総務・財政局長
岡村 久雄	弁護士法人英知法律事務所 弁護士・京都大学大学院医学研究科講師
鎌田 久美子	日本看護協会 専任理事
栗原 博	全国労働衛生団体連合会 理事
植原 俊代	日本産業保健協会 副会長
岡野 昌子	日本高工会連携 産業政策第二部 課長
土屋 誠太郎	三井化学株式会社 本社健康安全管理室長・統括産業医
西野 力哉	連合大阪労働安全衛生センター 参事
夏沼 貴裕	全国中小企業団体中央会 労働政策部副部長
増田 将史	イオン株式会社 人事部 伊オングループ統括産業医
知本 吉雄	公証財団法人日本医師会 専任理事
三浦 文典	近畿大学法学校法律学科 教授
森 晃博	産業医科大学産業生体科学研究所 教授
山口 直人	公証財団法人労災保健情報センター 理事長
若月 利之	日本労働組合総連合会 雇用対策局長

(○) 議長、敬称略





- ① 心身の状態の情報を取り扱う**目的及び取扱方法**
- ② 心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の**情報の範囲**
3. 心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
4. 心身の状態の情報の適正管理の方法
- ⑤ 心身の状態の情報の**開示、訂正等（追加及び削除を含む。以下同じ。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。）の方法**
- ⑥ 心身の状態の情報の**第三者提供の方法**
7. 事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報の**引継ぎに関する事項**
8. 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理
9. 取扱規程の労働者への周知の方法



# 1. 健康情報を取扱う目的と取扱方法

健康情報等の 取扱い方法	具体的な内容
収集	健康情報を入力すること (健康診断結果の収集だけでなく、面談等により入手、記録することを含む)
保管	入手した健康情報を保管すること (紙媒体での保管、電子媒体での保存の両者をいう)
使用	健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を(閲覧を含めて)活用すること、また第三者に提供すること (紙媒体で入手した健康情報等をデータ化する場合も「使用」に含まれる)
加工	収集した健康情報等の他社への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること (例えば、健康診断の結果等をそのまま提供するのではなく、所見の有無や検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換えることなど)
消去	収集、保管、使用、加工した情報を削除するなどして使えないようにすること



## 2. 健康情報を取り扱う者とその権限、取り扱う健康情報の範囲



### ■ 健康情報等を取扱う者

法令で守秘義務が課せられている医師や保健師等と守秘義務が課せられていない健康情報取扱者は、守秘義務について取扱い規程で明確に取り決める必要がある

健康情報等を取扱う者	具体例	
人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	社長。役員、人事部長、人事権を有する者	A
産業保健業務従事者（スタッフ）	産業医、保健師、看護師、衛生管理者、衛生推進者（安全衛生推進者）	B
管理監督者	労働者本人の所属する上司、部門長	C
人事部門の事務担当者	人事部門の管理監督者以外の担当者	D



## 2. 健康情報を取り扱う者とその権限、取り扱う健康情報の範囲



分類	分類の例
<p>労働安全衛生法令に<u>基づき事業者が直接取り扱うこと</u>とされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない健康情報等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の受診、未受診の情報</li> <li>健康診断の事後措置について医師から聴取した意見</li> <li>長時間労働者による面接指導の申し出の有無</li> <li>ストレスチェックの結果に基づき高ストレスと判定されたものによる面接指導の申し出の有無</li> </ul>
<p>労働安全衛生法令に基づき<u>事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である</u>健康情報等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の結果（<b>法定の項目</b>）</li> <li>長時間労働者に対する面接指導の結果</li> <li>ストレスチェック個人結果および当該結果を踏まえ高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果</li> </ul>
<p>労働安全衛生法令において<u>事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である</u>健康情報等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の結果（<b>法定外項目</b>）</li> <li>健康診断の精密検査の結果</li> <li>治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書</li> <li>職場復帰のための面談の結果</li> <li>任意に労働者から提供された本人の病歴、健康に関する情報</li> </ul>



## 2. 健康情報を取り扱う者とその権限、取り扱う健康情報の範囲

健康情報等の種類	A	B	C	D
作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	△	○	△	△
上記健康診断の受診・未受診の情報				
会社が実施した健康診断、追加して行った健康診断の結果				
上記健康診断の受診・未受診の情報				
医師または歯科医師からの徴収した意見健康診断の事後措置の内容				
会社が実施した保健指導の内容、結果				
上記保健指導の実施の有無				
ストレスチェックの結果				
ストレスチェックに基づき実施した面接指導の結果				
治療と仕事の両立支援のための医師の意見書				
通院状況等疾病管理のための情報				
職場復帰のための面談結果				
産業保健従事者が労働者の健康管理等を通じて知り得た情報				
任意に労働者から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△

- ✓ **ピンク色の情報**：  
労働安全衛生法令に基づき、事業者が直接取扱う必要のある情報
- ✓ **黄色の情報**：  
労働安全衛生法令に基づき収集しますが、必ずしも事業者が直接取扱う必要のない情報
- ✓ **緑の情報**：  
法令によらず事業者が収集する情報であり、取扱う担当者を決め、労働者の同意に基づき取扱う必要のある情報

### 3. 健康情報を取り扱う目的等の通知方法と本人同意の取得方法

- 健康情報等を取扱う目的等の通知方法  
労働者本人に容易に認識される合理的な方法で行う必要がある
  - ✓ 社内のイントラネットでの掲載
  - ✓ パンフレットの配布
  - ✓ 掲示板への掲示
  - ✓ 担当窓口への備え付け
  - ✓ 社内規程・規則の閲覧システムでの掲載  
ただし、契約形態（社員・嘱託・パート・アルバイト）ごとに閲覧権限を設けている場合は、全ての労働者が閲覧できなければ周知とならない

### 3. 健康情報を取り扱う目的等の通知方法と本人同意の取得方法

#### ■ 本人の同意を得る方法（例）

- ✓ 本人からの口頭による意思表示  
ただし、口頭での同意は、「同意した・同意していない」、「言った・言わない」などのトラブルとなる恐れがあるので、やり取りの記録は必ず残す
- ✓ 同意書の書面（電磁的記録を含む）の受領
- ✓ 電子メールでの受診
- ✓ 確認欄（紙）へのチェック
- ✓ ホームページ、システム上のボタンのクリック
- ✓ 就業規則等に明記して規定し、労働者に周知していれば、別規程を制定しなくとも  
労働者本人の意思に基づき健康情報等を提出したことを  
もって本人からの同意の意思が示されたと解される



## 4. 健康情報の適正管理の方法

健康情報等のうち、個人データ（個人データベース等を構成する個人情報）に関して適正に管理が必要

適正な管理	内容
情報の正確性	個人データの利用目的の達成に必要な範囲内において、情報の正確かつ最新の内容に保つこと
漏洩・減失・改ざん等防止のための体制整備	漏洩した場合の被害の拡大防止、原因究明と再発防止策など必要な措置を含む
情報の消去	保有する個人データについて利用する必要がなくなった場合は、情報を消去すること（消去した旨の記録）。 労働安全衛生関係法令により保存期間が定められている場合は、その保存期間まで保有が必要



**注意！ 健康管理システムのアクセス権限付与の制限**



## 4. 健康情報の適正管理の方法

### ■ 委託する場合の管理

- ✓ 適切な委託先の選定  
委託先の営業による説明のみではなく、実際に委託先まで出向いて確認
- ✓ 業務委託契約（情報漏洩対策、再委託の条件、損害賠償、など）
- ✓ 定期的に委託先の管理状況をチェック、視察の実施  
（情報システム管理部門の協力を得る）

## 5. 健康情報の開示、訂正等（追加・削除を含む）および使用停止等（消去・第三者への提供の停止を含む）の方法



	内容	例	注意点
情報の開示	事業者は、労働者本人から、当該本人が識別される保有個人データの情報の開示請求を受けた際には、本人に対して、遅滞なく、当該保有個人データの書面による方法または請求を行ったものが同意した方法で開示しなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生命保険に加入したいので健康診断の結果のコピーがほしい。</li> <li>• 転職した元社員から、<b>在職中に受診した健康診断の結果がほしい。</b></li> <li>• 治療している主治医から、<b>会社で受診した健康診断の結果の提出を求められた。</b></li> </ul>	<p style="writing-mode: vertical-rl; color: red; font-weight: bold;">請求者が本人であるか チェックと記録が重要</p>
情報の訂正等	事業者は、保有個人データの訂正、追加、削除、使用停止の請求があった場合で、その請求が適正であると認められるときには、これらの措置を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>健康管理システムの画面上の健康診断の結果の値が、手元の紙の結果の値と異なっている</b>のでシステム画面の値を修正してほしい</li> <li>• 会社には紙の健康診断の結果があるので、<b>健康管理システム上でのデータ掲載をしないでほしい、開示してほしくない。</b></li> </ul>	



## 6. 健康情報の第三者提供の方法

- 健康情報を第三者に提供する場合、  
原則として、あらかじめ「**労働者本人の同意**」を得る必要があります。
  
- 提供先が第三者に該当しない例
  - ✓ 健康診断の結果の入力、編集分析等を委託して実施する場合
  - ✓ 事業者と健康保険組合等とが共同で健康診断や保健指導を実施する場合
  - ✓ 労働安全衛生関係法令に基づき実施された健康診断結果のうち、40歳以上の労働者の特定健診・特定保健指導の結果については、法律により、事業者は保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供しなければならないこととなっており、この場合は労働者本人の同意は不要。



## 7. 事業承継、組織変更に伴う健康情報の引継ぎに関する事項



- 事業者は、合併、分社化、事業譲渡等により他の事業者から事業を継承することに伴って健康情報等を取得する場合、安全管理措置を講じたうえで、適正な管理のもと、情報を引き継ぐ必要があります。
- 事業継承前の利用目的の達成に必要な範囲内で取扱う場合は、目的外利用にはならず、労働者本人の同意を改めて得る必要はありません。
- 以下の場合は？
  - ✓ 吸収合併し、受け取る側の事業者として
  - ✓ 関係会社へ出向となった場合の健康情報等



## 8. 健康情報の取扱いに関する苦情の処理

- 事業者は、健康情報等の取扱いに関して、労働者からの苦情に適切にかつ迅速に対処するよう努める必要があります。

→苦情処理窓口の設置、苦情処理手順の策定、労働者への周知などが必要です。

## 9. 取扱規程の労働者への周知の方法

- 「3. 健康情報を取り扱う目的等の通知方法・・・」のところでも説明しましたが、健康情報等の取扱いについてというよりは、基本となる個人情報の取扱いも含めて、労働者に対して説明、教育が必要です。



# 健康情報に関する具体的な指針



- 「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取扱うにあたっての留意事項」

……2017年5月30日

- 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」

……2018年9月7日

- 「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」

……2019年3月28日





## 関係法令情報入手先（ホームページ）

- 厚生労働省 職場のあんぜんサイト ホームページ  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>
- 厚生労働省 こころの耳 ホームページ  
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>
- 神奈川県労働局 ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>
- 神奈川県労務安全衛生協会 ホームページ  
<http://www.roaneikyo.or.jp/index.html>
- 中央労働災害防止協会  
<http://www.jisha.or.jp/>
- 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター  
<http://www.jaish.gr.jp/>





ご静聴、ありがとうございました。

